

# 矢吹町の部活動の在り方に関する方針

令和元年6月

矢吹町教育委員会

## 目次

町方針策定の趣旨等	・・・ 1
1 適切な運営のため体制整備	・・・ 2
(1) 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方	
(2) 部活動の方針の策定等	
(3) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・ 3
(1) 適切な指導の実施	・・・ 3
(2) 部活動用指導手引の活用	・・・ 4
3 適切な休養日等の設定	・・・ 5
(1) 適切な休養日等の設定の基準	・・・ 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備	・・・ 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 6
(1) 学校単位で参加する大会等の見直し	

# 矢吹町の部活動の在り方に関する方針

## 町方針策定の趣旨等

学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教育的意義の高い活動である。

スポーツ庁では、平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。これを受け、福島県教育委員会では運動部活動を持続可能なものとするため「運動部活動のあり方に関する方針」（以下「県方針」という）を策定した。

また、文化庁では、平成30年12月、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。

そこで、町教育委員会では、国の策定したガイドラインに則り、県方針を参考に、「矢吹町の部活動の在り方に関する方針」（以下「町方針」という）を策定した。町方針は中学校での運動部、文化部、いわゆる特設の部活動を対象とした部活動全体の方針である。

町方針では、生徒にとって望ましいスポーツ、文化等の活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 学校における部活動の役割の明確化と目標、指導の在り方

校長のリーダーシップのもと、教職員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で部活動の役割を明確にし、その上で運営や指導の目標、方針を検討する。また、校内での研修会等を開催するなどし、部活動顧問の間で日常の運営や指導について意見交換、指導の内容や方法の研究、情報の共有を図る。

#### <部活動運営に当たっての役割>

管 理 職	部 活 動 顧 問
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校の部活動に係る活動方針の作成</li><li>・ 危機管理体制の整備と講習会実施</li><li>・ 部活動の編制と管理</li><li>・ 各部活動の運営状況の確認</li><li>・ 部活動に係る校内研修会の実施</li><li>・ 大会、練習試合、合宿等の掌握</li><li>・ 引率業務の管理</li><li>・ 部活動顧問のサービス管理</li><li>・ 関係機関との連携・調整</li><li>・ 外部指導者、部活動指導員の活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 活動計画の作成（年間・月間）</li><li>・ 施設、用具の管理と事故防止</li><li>・ 実技指導（安全指導を含む）</li><li>・ 部員の健康管理</li><li>・ 部活動予算の確保と管理</li><li>・ 大会や練習試合等の引率</li><li>・ 関係団体及び保護者との連携</li><li>・ 研修会等参加による指導技術等の向上</li><li>・ 外部指導者との連携、調整</li></ul>

### (2) 部活動の方針の策定等

校長は、「町方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、自校の方針に則り、指導目標、年間活動計画及び月間活動計画を校長に提出する。その際、年間活動計画作成にあたっては、1年を試合期、充実期、休養期などに分け、活動にメリハリをつけることや、生徒や地域の実情を踏まえた計画となるよう努めるものとする。なお、活動計画等に変更が生じた場合は、その都度校長に報告する。

### (3) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定する部活動指導員

及び外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 町教育委員会は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、外部指導者、部活動指導員を活用する。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。一つの部活動に対し複数の顧問を配置し、指導時間を顧問間で調整するなど、特定の教員のみならず部活動指導の偏りがないよう努める。

エ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 町教育委員会は、部活動顧問等（部活動指導員を含む）を対象とする指導に係る知識及び適切な指導並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問等は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

部活動の指導において、部活動顧問等による以下の（例）のような行為は体罰等として許されないものである。生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめ等の発生を防止することが必要である。

(例)

○殴る、蹴る等

○社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全点検の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水・休憩の配慮をすることなく活動をさせる。
- ・相手の生徒が受身ができないように投げたり、「まいった」と意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部分を打突することを繰り返す。
- パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負担を与える。

イ 部活動顧問は、運動部においてはスポーツ医・科学の見地からのトレーニング効果を得るために、文化部においては生徒のバランスの取れた健全な成長を確保するために、休養を適切に取る必要があることを理解する。また、過度の練習は、スポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えたり、必ずしも体力・運動能力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解する。

さらに、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、各部活動の特性等を踏まえ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を有した保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引等の活用

部活動顧問等は、各スポーツ競技の国内統括団体等や文化活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して、合理的で効率的・効果的な指導を行う。

なお、「部活動用指導手引」は、習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成されているので、大いに活用し生徒の実態を把握しながら、適切な指導に努めること。

### 3 適切な休養日等の設定

#### (1) 適切な休養日等の設定の基準

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、特に運動部活動については、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部、文化部とも以下を基準とする。

なお、暑い時期の活動においては、熱中症予防のため、熱中症予防運動指針を目安に対策を講じるものとする。

#### <適切な休養日の設定>

**週当たり2日以上**の休養日<sup>1</sup>を設ける。そのため、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

- ・長期休業中も同様に設定し、加えてお盆期間や年末年始などまとまった休みを設ける。また、学校閉庁日においては、原則、部活動は行わない。
- ・平日の休養日1日は、生徒一斉下校日を利用するなどして一斉に実施することとするが、練習施設の確保等の事情がある場合は、校長の判断により一部の部活動のみ別に設定することができる。
- ・土曜日、日曜日に大会等（遠征・合宿・練習試合含む）が実施される場合は、年度内の別日に休養日を振り替える。
- ・学校又は部活動単位で、休養日を示したカレンダー等を作成し、各家庭に配布するなど、生徒が見通しをもって計画的に学習等を進めたり、活動できるようにする。

#### <適切な練習時間の設定>

**平日は2時間、休日は3時間を上限とする。**

- ・平日は18時30分までに完全に生徒を下校させる。大会前を含めて、活動の延長は認めない。
- ・平日の大会、あるいは土曜日、日曜日の大会等（遠征・合宿・練習試合含む）は上記練習時間の設定とは別に計画されるが、生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設ける。
- ・練習時間の上限を設け、生徒の学習時間等を確保するとともに、教員の授業準備等の時間を確保する。

## 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ及び文化的な活動の環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

生徒が部活動に求めているのは、「競技力・表現力向上志向」と信頼できる友達をつくりたいなどの「レクリエーション志向」、「健康志向」、など多様である。部活動顧問は、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、スポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、部活動の運営に努めるものとする。

### (2) 地域との連携等

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。

イ 町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

### (1) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 町教育委員会は、大会の主催者に対して、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の精選について要請する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。